

平成30年度別府海浜砂湯改修事業PPP等アドバイザー委託業務
公募型プロポーザル実施要領

1 業務の名称

平成30年度別府海浜砂湯改修事業PPP等アドバイザー委託業務

2 業務の目的

この要領は、平成30年度別府海浜砂湯改修事業PPP等アドバイザー委託業務（以下「本業務」という。）に対する提案を求め、その内容、能力及び経済性を総合的に評価し、最も適切かつ円滑に本業務を実施できる者を選定できるよう、公募型プロポーザル方式による受注事業者選定（以下「プロポーザル」という。）に関して必要な手続等を定めるものとする。

3 業務概要

- (1) 業務内容 別紙 「平成30年度別府海浜砂湯改修事業PPP等アドバイザー委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり
- (2) 履行期間 本業務契約締結日から平成31年3月29日まで
- (3) 委託料限度額 33,177,600円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

また、4(1)イ、ウ、エ、(3)の要件は、本業務契約構成員及び協力者のいずれにも適用する。

(1) 会社に関すること。

ア 別府市が発注する測量等の契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の時期等に関する告示（昭和60年別府市告示第269号）による入札参加資格認定を受けていること。

また、沖縄県を除く九州管内に本店又は別府市との契約について委任を受けた支店等があること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

ウ 本業務の公告日から契約締結日までいずれの日においても、別府市が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領に基づく指名停止又は指名回避の措置の対象となっていない者であること。

エ 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づく破産開始の申立てがなされていないこと。

オ 平成19年度から平成30年度までに、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第5条第3項の規定に基づき、実施方針が公表された公共施設等の整備に関する事業に係る業務のうち、国又は地方公共団体発注業務の元請けとして次の同種業務または類似業務の受注実績を1件以上有する者であること。

・同種業務とは、温泉施設の整備及び維持管理等に関する事業における民間事業者の選定等に係るアドバイザー業務をいう。

・類似業務とは、公共施設等(温泉施設を除く)の整備及び維持管理等に関する事業における民間事業者の選定等に係るアドバイザー業務をいう。

(2) 資格・実績に関すること。

ア 本業務においては、管理技術者、照査技術者及び担当技術者をそれぞれ1名以上配置することとし、配置予定技術者の要件は次のとおりとする。

(ア) 担当技術者は、類似業務以上の業務を直接担当した実績を有する者であること。

(イ) 管理技術者及び照査技術者はPPPについて必要な十分な知識を有したものであること。

(3) その他

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職者を有する団体及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

5 日程

プロポーザルによる選定における日程は、次のとおりとする。(なお、日程は予定であり変更になる場合がある。)

項目	日程
参加申込受付	平成30年4月2日(月)~4月16日(月)
質問受付(参加資格)	平成30年4月2日(月)~4月6日(金)
質問回答	平成30年4月10日(火)
質問受付(業務提案書作成)	平成30年4月10日(火)~4月17日(火)
質問回答	平成30年4月24日(火)まで
書類選考	平成30年4月24日(火)
参加承認の通知	平成30年4月24日(火)

事業者選定評価方法を通知（参加者へ）	平成 30 年 4 月 24 日（火）
業務提案書等の提出	平成 30 年 4 月 25 日（水）～5 月 9 日（水）
プレゼンテーション及びヒアリング	平成 30 年 5 月 17 日（予定）
審査結果通知	平成 30 年 5 月 22 日（予定）
契約	平成 30 年 5 月下旬

6 問合せ・提出先

〒874-8511 大分県別府市上野口町 1 番 15 号

別府市観光戦略部温泉課

電話 0977-21-1129（直通） F A X 0977-23-0552（観光戦略部共有）

電子メール hsp-te@city.beppu.lg.jp

7 参加申込みの方法

- （ 1 ）提出期間 平成 30 年 4 月 2 日（月）から 4 月 16 日（月）17 時まで（必着）
- （ 2 ）提出場所 6 のとおり
- （ 3 ）提出方法 持参又は書留郵便等受取が確認できる方法
- （ 4 ）提出書類 （別表 1）のとおり

8 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、参加資格に関すること及び提出書類の作成に関するものとし、審査（評価）に係る質問は一切受け付けない。

（ 1 ）受付期間

参加資格に関すること：平成 30 年 4 月 2 日（月）から 4 月 6 日（金）17 時まで（必着）

業務提案書の作成に関すること：平成 30 年 4 月 10 日（火）から 4 月 17 日（火）17 時まで（必着）

（ 2 ）受付方法 質問書（様式第 3 号）

（ 3 ）提出場所 上記 6 のとおり

（ 3 ）回答方法 質問者の名称等を伏せたうえ、別府市公式ホームページにて回答する。

（ 4 ）その他 質問に対する回答内容は、本実施要領の追加又は修正として取り扱うものとする。

9 業務提案書等の提出

- （ 1 ）提出期間 平成 30 年 4 月 25 日（水）から 5 月 9 日（水）17 時まで（必着）
- （ 2 ）提出場所 上記 6 のとおり
- （ 3 ）提出方法 持参又は書留郵便等受取が確認できる方法

- (4) 提出書類 (別表1) のとおり
- (5) 提案内容 仕様書の内容に基づき、次の内容について提案すること。
 - ア 本業務の実施体制について
 - (ア) 予定される技術者を全員記入すること。
 - (イ) 作業の主となるオフィスの組織的なサポート体制を記載すること。(様式は自由)
 - イ 本業務に関する基本的な考え方について
 - (ア) 実施方針と実施手法を記述すること。
 - (イ) 業務工程について提案すること。
 - (ウ) 工程を厳守するための対策を記述すること。
 - (エ) 品質を確保するための対策を記述すること。
 - ウ 業務課題への提案について
 - (ア) 業務課題 ~ について記述すること。(別表1) のとおり
 - エ その他追加提案等(本業務に必要と認められるもの)
 - オ 業務提案書は、審査がし易いように、イ~エの順に製本すること。(製本方法は指定しない)
 - カ 9(5)イ、ウ、エについては、提出者を特定することができる内容の記述を記載してはならない。(プレゼンは会社名を伏せて実施するため)
- (6) 留意事項
 - ア 業務提案書の提出後における書類の追加、修正及び再提出は原則認めない。
 - イ 業務提案書の内容は、提案者が責任を持って必ず履行できる内容とすること。
 - ウ 仕様書は必要最低限の要件を定めたものであるので、仕様書の内容を満たす代替提案についても認めるものとする。
 - エ 仕様書に記載のない事項であっても、提案者の判断により本業務に必要であると思われる業務がある場合は、提案できることとする。ただし、これに係る経費は提出する見積書に含むものとする。
 - オ 提出された業務提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
 - カ 提案見積書の額が、業務金額 3-(3) を超える場合は失格とする。

10 参加資格の可否

参加申込書(様式第1号)、業務委託実績書(様式第2号)、会社概要書で参加資格を確認できた業者については参加者とするが、参加者が一定数を超えた場合は、選定委員会において書類選考を行い、プレゼンテーションへの参加者は一定数以下とする。参加承認の選考結果は、4月24日(火)までに参加申込者全員にメールにより通知する。

11 プロポーザルの辞退

参加資格を有する者が、本プロポーザルを辞退する場合は、プレゼンテーションの前日までに事務局へ辞退届（様式第7号）を提出すること。

なお、本プロポーザルを辞退した者は、これを理由として以後に不利益な扱いを受けるものではない。

12 プレゼンテーション及びヒアリング

(1) 日程

平成30年5月17日（予定） 詳細については、参加承認の通知に記載します。

(2) 実施場所

別府市役所 3F - 1 会議室

(3) 出席者

出席者は3名以内とし、本業務における管理技術者は必ず出席すること。

(4) 実施の順番

業務提案書の受付順とする。

(5) 時間

一提案者当たり35分以内とする。（説明15分、質疑20分）

(6) 方法

プレゼンテーションは、提出資料を使用し、本要領9(5)イ～エの順に説明するものとし、選定委員が項目を把握しやすいよう努めること。（会社名は伏せて行なう）

(7) 事務局準備物品

スクリーン（80インチ）及びプロジェクター

(8) その他

ア プレゼンテーションは非公開で実施する。ただし、事務局職員及び市役所関係部署職員については例外とする。

イ パソコンを使用する場合は持参すること。

ウ 説明は業務提案書に記載した内容に限るものとし、当日の追加の説明資料等は認めない。

(9) 審査・優先交渉権者の選定

プロポーザルに係る審査は選定委員で行う。

ア 審査方法

選定委員は全提案者のプレゼンテーション終了後、業務提案書について、ヒアリングによる評価（別表2）を項目ごとに審査し、評点の合計点が高い順に優先交渉権者及び次点者を決定する。

なお、本要領4に定める参加資格要件及び本要領9に定める内容を満たさない提案者は失格とする。

イ 審査結果

審査結果については、審査終了後提案者全員に対し、電子メールにて通知する。また優先交渉権者については、別府市公式ホームページに掲載する。

1 3 契約

審査の結果をもとに、優先交渉権者と本業務の契約交渉を行う。ただし、次のいずれかに該当し、優先交渉権者と契約が締結できない場合には、次点者と契約交渉を行うものとする。

- (1) 優先交渉権者が審査後に本要領 4 に定める参加資格要件を満たすことができなくなった場合
- (2) 優先交渉権者と契約交渉が成立しない場合
- (3) その他の理由により優先交渉権者と契約の締結が不可能となった場合

1 4 委託業務の範囲

本業務の範囲は別紙「仕様書」を基本とするが、別府市の判断により契約締結時において、優先交渉権者が業務提案書により行った追加提案等の内容を追加、変更できることとする。

1 5 その他の留意事項

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ア 必要書類を提出期限までに提出しない場合
 - イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ウ 本プロポーザルに関して不正又は公正さを欠く行為等があった場合
- (2) 提出書類の記載内容に関する責任は提案者が負うものとする。
- (3) 本プロポーザルに要する費用は提案者の負担とする。
- (4) 提出された書類の返却はしないものとする。
- (5) 審査結果の説明を求める場合、審査結果通知の発送した翌日から起算して 3 日以内に書面(任意様式)にて行うものとし、請求に対する事務局の対応は次のとおりとする。
 - ア 書面により回答する。
 - イ アによる回答に対する異議は認めない。
- (6) 提出された書類は、別府市情報公開条例(平成 1 5 年別府市条例第 2 4 号)の公文書として取り扱う。
- (7) 本要領に定めのない事項については、市長が別に定める。
- (8) 本アドバイザー委託業務の請負者は、別府海浜砂湯改修事業の事業者には参加できないこととする。

様式集

様式番号	内容	参考
様式第 1 号	参加申込書	要領 7
様式第 2 号	業務委託実績書	要領 7
様式第 3 号	質問書	要領 8
様式第 4 号	業務提案書	要領 9
様式第 5 号	業務実施体制書	要領 9
様式第 6 号	配置予定技術者経歴・業務実績書	要領 9
様式第 7 号	辞退届	要領 1 1

別表1 「提出書類」

提出書類	様式等	提出部数
参加申込時	参加申込書（様式第1号） 業務委託実績書（様式第2号） 契約書の写を添付すること。 （業務名・契約金額・工期・契約日・相手方が確認できる箇所） 会社概要書	各1部
業務提案書提出時	業務提案書（様式第4号） 業務実施体制書（様式第5号） 業務サポート体制（指定様式なし A4判） 配置予定技術者経歴・業務実績書（様式第6号） 業務に対する基本的な考え方（指定様式なし A4判） 業務課題（指定様式なし） 「平成30年度別府海浜砂湯改修事業PPP等アドバイザー業務」の要求水準書や落札者決定基準、リスク分担等を作成する際に、民間事業者から優れた提案を引き出すために整理すべき事項やポイントについて提案すること。 通常のPPPアドバイザー業務期間より短期間で事業者を決定することが求められる本業務において、民間事業者から優れた提案を短期間で引き出し、要求水準書や落札者決定基準、リスク分担等を作成するための手法について提案すること（スピード） 上記～以外のその他、特筆すべき手法があれば、それについて提案すること A4判20ページ（10枚）以内（～の合計） 文字サイズは10.5ポイント以上とすること 図・表はA3判可とするがA4判に折り込むこと（2枚換算） <u>審査がし易いように、本要領9（5）イ～エの順に製本すること。</u> <u>また提出者を特定することができる内容の記述を記載してはならない。</u>	原本各1部 副本各9部 DVD-R 1枚
	・指定様式なし（業務提案書とは別綴じ）、経費の内訳を記載すること。	

別表2 「評価基準及び評価点表」

評価項目		評価	配点	評価の換算値	評価点
配置技術者の資格及び実績等	担当技術者の資格，経験年数	A B C	4		
		A：十分な知識と経験があり、資格を有している。 B：十分な知識と経験がある。 C：十分な知識がある。			
	管理技術者の過去10年間の同種又は類似実績	A B C D E	4		
		A：同種3件以上 B：同種2件かつ類似1件以上 C：同種1件かつ類似1件以上 D：同種1件 E：類似1件 <u>同種業務とは、温泉施設の整備及び維持管理等に関する事業における民間事業者の選定等に係るアドバイザー業務をいう。</u> <u>類似業務とは、公共施設等（温泉施設を除く）の整備及び維持管理等に関する事業における民間事業者の選定等に係るアドバイザー業務をいう。</u>			
	管理技術者の手持業務の件数	A B C D E	4		
		A：0件 B：1件 C：2件 D：3件 E：4件以上			
	照査技術者の過去10年間の同種又は類似実績	A B C D E	4		
		管理技術者の過去10年間の同種又は類似実績における評価と同じ			
	照査技術者の手持業務の件数	A B C D E	4		
		管理技術者の手持業務の件数における評価と同じ			
担当技術者の過去10年間の同種又は類似実績	A B C D E	4			
	管理技術者の過去10年間の同種又は類似実績における評価と同じ				
担当技術者の手持業務の件数	A B C D E	4			
	管理技術者の手持業務の件数における評価と同じ				

評価項目		評価	配点	評価の換算値	評価点
業務実施方針等	業務の理解度	A B C D E	10		
		A：極めて高い B：高い C：中位 D：やや低い E：低い			
	業務実施方針・実施手法の妥当性	A B C D E	10		
		A：極めて高い B：高い C：中位 D：やや低い E：低い			
	業務工程の妥当性 (工程厳守・品質確保)	A B C D E	10		
		A：極めて高い B：高い C：中位 D：やや低い E：低い			
課題への提案事項	提案の的確性	A B C D E	12		
		A：極めて高い B：高い C：中位 D：やや低い E：低い			
	提案の成果達成の期待度・実現性	A B C D E	12		
		A：極めて高い B：高い C：中位 D：やや低い E：低い			
	提案内容の独自性	A B C D E	12		
		A：極めて高い B：高い C：中位 D：やや低い E：低い			
その他	見積価格	A B C D E	6		
		A：最低金額以上， (最低金額 + (予定価格 - 最低金額) × 1/5) 未満 B：(最低金額 + (予定価格 - 最低金額) × 1/5) 以上， (最低金額 + (予定価格 - 最低金額) × 2/5) 未満 C：(最低金額 + (予定価格 - 最低金額) × 2/5) 以上， (最低金額 + (予定価格 - 最低金額) × 3/5) 未満 D：(最低金額 + (予定価格 - 最低金額) × 3/5) 以上， (最低金額 + (予定価格 - 最低金額) × 4/5) 未満 E：(最低金額 + (予定価格 - 最低金額) × 4/5) 以上， 予定価格以下			

(備考)

- 「評価点」は、「配点」と「評価の換算値」の積とする。
- 「評価の換算値」は、「評価」を次のとおり換算する。
A = 1, B = 0.75, C = 0.5, D = 0.25, E = 0
- 「業務実施方針等」及び「課題への提案事項」の評価点(以下「本評価点」という。)の合計が、本評価点の最高得点の合計(66点)を2で除して得た点(33点)を下回る場合にあっては、受託候補者に選定しない。